

高知県実習支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県実習支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の拡大下において、地域における医療提供体制がひっ迫する中、看護師養成所等における医療機関等での臨地実習が中止されている実情を踏まえ、学内演習に代替した場合にも学生が同等の知識と技能を修得することができるために必要な体制の構築を支援し、看護師等医療従事者の確保を図るため、公益社団法人高知県看護協会（以下「補助事業者」という。）が行う看護師等養成所の実習を支援する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助事業者が支援する看護師等養成所は次の施設とする。

(1) 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条及び第18条に基づき指定された看護師養成所及び准看護師養成所とする。

なお、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第11条に規定する学校は対象としない。

3 補助事業者が支援する事業とは、看護師養成所等が策定した実施計画に基づき、看護師養成所等が必要とする資器材の貸出しや、演習補助要員の確保を行う事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の基準額及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第1に掲げるとおりとする。

2 別表第1に定める基準額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別記第1号様式による補助金交付申請書に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の目的を達成するために、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の内容を変更(対象経費の20パーセント以内の軽微な変更を除く。)する場合及び事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を提出して知事の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (3) 補助金と事業に係わる証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札にする等、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、別記第3号様式による実績報告書を1通、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書によらなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第10条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請時における消費税仕入控除税額の有無の報告

交付の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の有無が明らかな場合においては、その旨を報告すること。

なお、当該補助金に関する消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならないこと。

(2) 実績報告時における消費税仕入控除税額の有無の報告

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の有無が明らかな場合には、その旨を報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(1)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記第5号様式の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部を知事に納付させることがある。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条に規定する非開示項目以外の項目は、開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月10日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号、第10条第3号及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	基準額	補助対象経費	補助率
高知県実習支援 事業費補助金	次の1から3までにより算出され た額の合計額とする。 1 事務局経費 1 か所当たり 1, 282 千円 2 シミュレーターの借料 ^(注1) 1 か所当たり 1, 368 千円 (ただし、対象施設数が4 施設を超える毎に1,368 千円を加算することが できる。) 3 演習補助要員謝金 ^(注2) 対象施設数1施設当たり 239 千円	実習補完事業に必要な 給与費(職員基本給 、職員諸手当、非常勤 職員手当、社会保険料)、通信運搬費、消耗 品費、借料及び損料、 備品費(シミュレータ ーの借用が困難な場 合に限る)、諸謝金(看護師養成所及び准看 護師養成所に限 る。)、委託費(上記 経費に該当するも の。)	10分の10

(注1) 借料の根拠となる契約書を申請書に添えて知事に提出してください。

(注2) 1日の演習時間の合計を60分で除した場合に、30分以上の端数が生じた場合には、その端数を1時間とみなし、30分未満の端数が生じた場合には、切り捨てて謝金の計算を行うこととします。

別表第2（第6条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。